

目 次

【博士前期課程】

・ 目 的等	1
・ 専門分野の担当教員	3
・ 履修案内	3
・ 入学から修了までの流れ	7
・ 授業科目及び単位数	8
・ 看護学専攻博士前期課程の構成	10
・ 履修モデル	11
・ 授業時間割	13
・ 学生生活等	15
・ 学位申請	17

【博士後期課程】

・ 目 的等	22
・ 専門分野の担当教員	23
・ 履修案内	23
・ 入学から修了までの流れ	26
・ 授業科目及び単位数	27
・ 看護学専攻博士後期課程の構成	28
・ 履修モデル	29
・ 学生生活等	30
・ 学位申請	32

【関連規程等】

浜松医科大学学則	37
浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程	53
浜松医科大学学位規程	59
浜松医科大学大学院医学系研究科博士前期課程長期履修学生規程	63

浜松医科大学大学院医学系研究科博士後期課程長期履修学生規程	67
浜松医科大学科目等履修生規程	71
浜松医科大学大学院学生懲戒規程	73
大学院生における成績評価の質問・申立て等に関する申合せ	77

博 士 前 期 課 程

看護学専攻（博士前期課程）

目 的

大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）では、これまで修得した専門的知識・技術を基盤に、科学的思考力、問題解決力、創造性と基礎的な研究能力を養い、高度な実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者を養成します。

教育目標

1. 特定の専門分野での看護実践の場における研究活動を通じて、高度な専門的知識と技術の向上・開発を図る能力を修得する。
2. 看護学教育と実践活動の場において、専門性の高い教育的機能を果たす能力を修得する。
3. 看護実践を通じて、専門性と倫理観に基づくケアの提供と研究を行える能力を修得する。
4. 看護の専門領域に関わる新しい課題にチャレンジできる高度な能力を修得する。
5. 文化的、社会的背景を考慮して健康問題を捉え、国内外で活躍できる高度な能力を修得する。

カリキュラム・ポリシー

大学院医学系研究科博士前期課程（看護学専攻）は、医療技術の高度化、人口の高齢化に伴う社会的ニーズの増大及び生活の質を重視する価値観の広がり、人々の質の高いケア等に対応できる看護実践者の育成を行うため、以下のような教育課程を編成・実施し、学修成果を評価します。

【教育課程編成の考え方及び学習内容・学習方法】

1. 高度な専門知識と技術の向上開発を図る能力

共通科目及び専門科目を開講し、看護学に関する知識と、健康科学に関する専門的な知識を土台に、その上に基盤看護学、成熟期看護学、成育看護学、広域看護学、助産学の5つの専門分野における高度な知識の修得を図ります。

2. 専門性の高い教育的能力

共通科目及び専門科目を開講し、変革する保健医療福祉分野のチームのリーダー・教育者として、専門性の高い教育的能力を育成します。

3. 専門性と倫理観に基づいた研究能力

共通科目及び専門科目を開講し、現在の看護学や看護実践をさらに発展させるための専門性と倫理観に基づいた実践能力と各専門分野における科学的探究能力を育成します。

4. 新しい課題にチャレンジできる能力

共通科目及び専門科目を開講し、最新の研究や医療の動向に目を向け、新しい課題にチャレンジできる能力を育成します。

5. 文化的、社会的背景を踏まえた社会貢献能力

共通科目及び専門科目を開講し、グローバル化する保健医療福祉における健康問題を見据え、

国内外で広く社会に貢献できる能力を育成します。

【学修成果の評価方法】

授業科目のシラバスの評価方法に基づき、適正に評価します。修士論文または修了課題に関しては審査委員会における論文・口頭試問の内容、公開研究発表会における発表を審査基準に基づいて評価を行います。

ディプロマ・ポリシー

大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）は、医療技術の高度化、人口の高齢化に伴う社会的ニーズの増大及び生活の質を重視する価値観の広がり、人々の質の高いケア等に対応できる看護実践者の育成を行います。

このため、修了時まで以下に以下の力を備えた学生に学位を授与します。

1. 高度な専門知識と技術の向上開発を図る能力

現在および将来の保健・医療・福祉分野におけるさまざまな課題を解決するために、研究や理論に裏付けられた高度な問題解決能力。

2. 専門性の高い教育的能力

変革する保健医療福祉分野のチームのリーダー・教育者として、専門性の高い教育的能力。

3. 専門性と倫理観に基づいた研究能力

現在の看護学や看護実践をさらに発展させるための専門性と倫理観に基づいた実践能力と各専門分野における科学的探究能力

4. 新しい課題にチャレンジできる能力

最新の研究や医療の動向に目を向け、新しい課題にチャレンジできる能力。

5. 文化的、社会的背景を踏まえた社会貢献能力

グローバル化する保健医療福祉における健康問題を見据え、国内外で広く社会に貢献できる能力

専門分野の担当教員

専 門 分 野	担 当 教 員		
基盤看護学	永田 年教授 片山はるみ教授	秋田天平教授 村松妙子准教授	山下寛奈准教授
成熟期看護学	佐藤直美教授 鈴木みずえ教授	脇坂 浩教授 金盛琢也講師	影山葉子准教授
成育看護学	安田孝子教授 坪見利香准教授	武田江里子教授 宮城島恭子講師	
助産学	武田江里子教授	安田孝子教授	
広域看護学	渡井いずみ教授 木戸芳史教授	山本真実准教授	鳥本靖子准教授

履 修 案 内

1) 単位制

単位とは、一定の質の勉学ないし学修の量を示す基準となるもので、各授業科目を履修して合格すれば、その科目の単位数が取得できる。

単位数によりその達成度が測られ、進級及び修了の可否が決定される単位制をとっている。

2) 単位と時間数

- ① 授業は前期、後期の2学期で実施され、原則的に、15週をもって1学期、試験等の期間を除き30週をもって1学年としている。
- ② 講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業時間をもって1単位としている。なお、講義、演習、実験、実習及び実技を併用する場合は浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程別表5により算出した時間数としている。
- ③ 授業時間割の1時限を2時間とみなす。

3) 授業

① 授業時間割

授業時間割表は、前・後期に分けて作成されたものを配付する。

② 休講・補講・集中講義等

すべての連絡はメールまたは看護学科棟1階の掲示板により行う。

4) 履修指導、研究指導の方法等

看護学専攻の学生に、看護学研究及び実践・教育において基本となる領域並びに看護関連領域の学問に対する理解促進のための諸科学の研鑽を深め、その上で個々の学生の関心の高い領域における高度な知識・技術、専門看護実践能力を身に付けた看護職を育成するための、履修指導、研究指導の方法等は次のとおりとする。

- ① 授業科目の履修指導、修士論文等の研究指導は、原則として指導教員が行う。
- ② 研究指導に当たり、指導教員の他に副指導教員を置くことができる。
- ③ 適切な研究指導のために、指導教員は学位論文の作成等に対する指導の計画を毎年度策定し、学生にあらかじめ明示した上で研究指導を行う。
- ④ 1年間の研究計画については、指導教員（副指導教員）と相談し、毎年度当初に大学院生は研究計画を作成する。
- ⑤ 修士論文の作成のための実験、調査等は、指導教員の指導の下に1年次から始める。
- ⑥ 大学院担当教員ごとにオフィス・アワーを設け、学生への個別研究指導、交流等の便宜を図っている。
- ⑦ 新しい技術を修得し、新しい分野での研究法を学ばせるために、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- ⑧ 優れた研究者養成という観点から、学生の国内外留学を積極的にサポートする。

5) 指導教員、副指導教員について

入学後、定められた時期までに、専門分野の指導教員のうち研究や修士論文の作成等に関し、指導を受けたい教員名を学務課大学院係まで届け出るものとする。

また、指導教員が他の教授、准教授又は講師の研究指導が必要と判断した場合は、その申請に基づき副指導教員を置くことができる。

6) 14条特例に基づく履修申請

在職しながらの修学を希望する学生に対し、大学院設置基準第14条では「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」旨規定されており、社会人の修学に特別措置を行うことができるよう配慮されている。それを踏まえ、看護学専攻では昼夜開講制等による授業を実施している。

教育方法の特例を受けようとする学生は、指導教員と相談のうえ申請することにより、授業及び研究指導を夜間や特定の時間又は時期に受講することができる。

ただし、助産師養成コースの履修者は教育方法の特例は受けられない。

7) 修業年限及び長期履修制度

- ① 標準年限は2年とする。また、在学期間は4年を超えることはできない。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。
- ② 学則第34条では「職業を有している等の理由により、標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合は、その計画的履修を認めることができる」旨規定されており、昼夜開講制と同じく、社会人の修学に特別措置を行うことができるよう配慮されている。ただし、助産師養成コースの履修者は長期履修制度の利

用はできない。

長期履修を希望する場合は、長期履修学生規程に基づき指導教員と相談の上、入学年度の4月15日までに申請することにより、3年間あるいは4年間の間で計画的に履修することが可能になる。他の時期に申請はできないので注意すること。

※長期履修期間の短縮を希望する場合は、希望する修了予定年度の前年度末日までに期間変更の申請をすることが必要である。なお、修了予定年度中の申請はできないので注意すること。

8) 科目等履修制度について

本学所定の授業科目中1科目又は数科目を選んで履修を希望する場合は、本学学則の定めるところにより、科目等履修生として入学することができる。

9) 履修届

入学時に履修手続きのガイダンスを行うので、それに従って履修届用紙にて申請を行う。この履修申請を怠ると、十分に学修したという実績があっても単位を取得できない。

なお、授業科目の教育要項は学務情報システムにより参照すること。

10) 履修方法等

授業科目の履修については、指導教員の指導のもと、次のとおり履修するものとする。

① 修論コース

授業科目の履修方法は、共通科目より4単位以上を選択、専門科目より専門分野のうち主領域の特論及び演習の8単位、主領域以外の特論4単位以上、特別研究14単位の計30単位以上を履修しなければならない。

なお、修士論文作成のための予備調査、実験などを1年次から開始する際は、演習の一部として扱う。

② 高度看護実践コース

授業科目の履修方法は、共通科目14単位以上、専門科目28単位、計42単位以上を履修しなければならない。

共通科目では、「看護研究（2単位）」等の科目（P9 博士前期課程授業科目の表を参照。

*2の科目）より4科目以上を選択し、8単位以上を履修するとともに、「フィジカルアセスメント（2単位）」「病態生理学（2単位）」「臨床薬理学（2単位）」の6単位を履修する。

専門科目については、老年看護の場合は、「高齢者看護学特論Ⅰ（2単位）」等の成熟期看護学の専門科目（P9 博士前期課程授業科目の表を参照。）の28単位を履修する。

精神看護の場合は、「精神看護学高度実践特論Ⅰ（2単位）」等の専門科目（P9 博士前期課程授業科目の表を参照。）26単位を履修のうえ、「リエゾン精神看護論（2単位）」又は「慢性期精神看護論（2単位）」のうち、2単位を履修し、合計28単位を履修する。

③ 助産師養成コース

授業科目の履修方法は、共通科目4単位以上、専門科目57単位、計61単位以上を履修しなければならない。

共通科目として「看護研究（2単位）」「看護教育論（2単位）」計4単位を必修選択とし、4単位以上を履修する。専門科目については、「助産学特論Ⅰ（2単位）」等の助産学の専門科目（P9 博士前期課程授業科目の表を参照。）57単位を履修する。

11) 試験

履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。試験は、授業担当教員の判断で、レポート、口頭試問等の方法により評価する場合もある。

12) 成績評価（保留）

授業科目の成績評価は、秀、優、良、可、不可の標語をもって表し、不可を不合格とする。なお、評価の基準は下記のとおりである。

秀・・・90点以上

優・・・80点以上90点未満

良・・・70点以上80点未満

可・・・60点以上70点未満

不可・・・60点未満

（100点満点評価）

13) 成績の発表

成績は学年度末に学生に学務情報システムにより通知する。

なお、成績評価について質問・申立てがある場合は「大学院生における成績評価の質問・申立て等に関する申合せ」に基づき手続きを行うこと。

14) 修了

修了の要件は、本学学則及び履修規程の定めるところにより、原則として2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、大学院看護学専攻教授会が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、高度看護実践コースは42単位以上、助産師養成コースは61単位以上の修得が必要である。

15) 学位の授与

博士前期課程を修了した者には、本学学位規程に基づき、修士（看護学）の学位を授与する。

入学から修了までの流れ

【1年次】

4月 入学・ガイダンス



履修登録



5月～

授業受講
研究課題の検討及び決定



研究計画書の作成



1 1月末

「臨床研究倫理委員会（看護学研究に関する倫理審査部会）」（毎月開催）
倫理審査の申請→審査

2月末

【2年次】

5月末

臨床研究倫理委員会における承認後、
データ収集及び分析

8月末



【修了年次】

9月～

修士論文／修了課題作成



1 1月中旬

修士論文／修了課題題目提出



1 2月下旬

修士論文／修了課題審査申請書類提出



1 月下旬

論文等審査委員会にて審査



2 月上旬

公開研究発表会にて論文等発表



3 月上旬

学位授与審議 → 決定



3 月中旬

学位記授与式
修士（看護学）学位取得

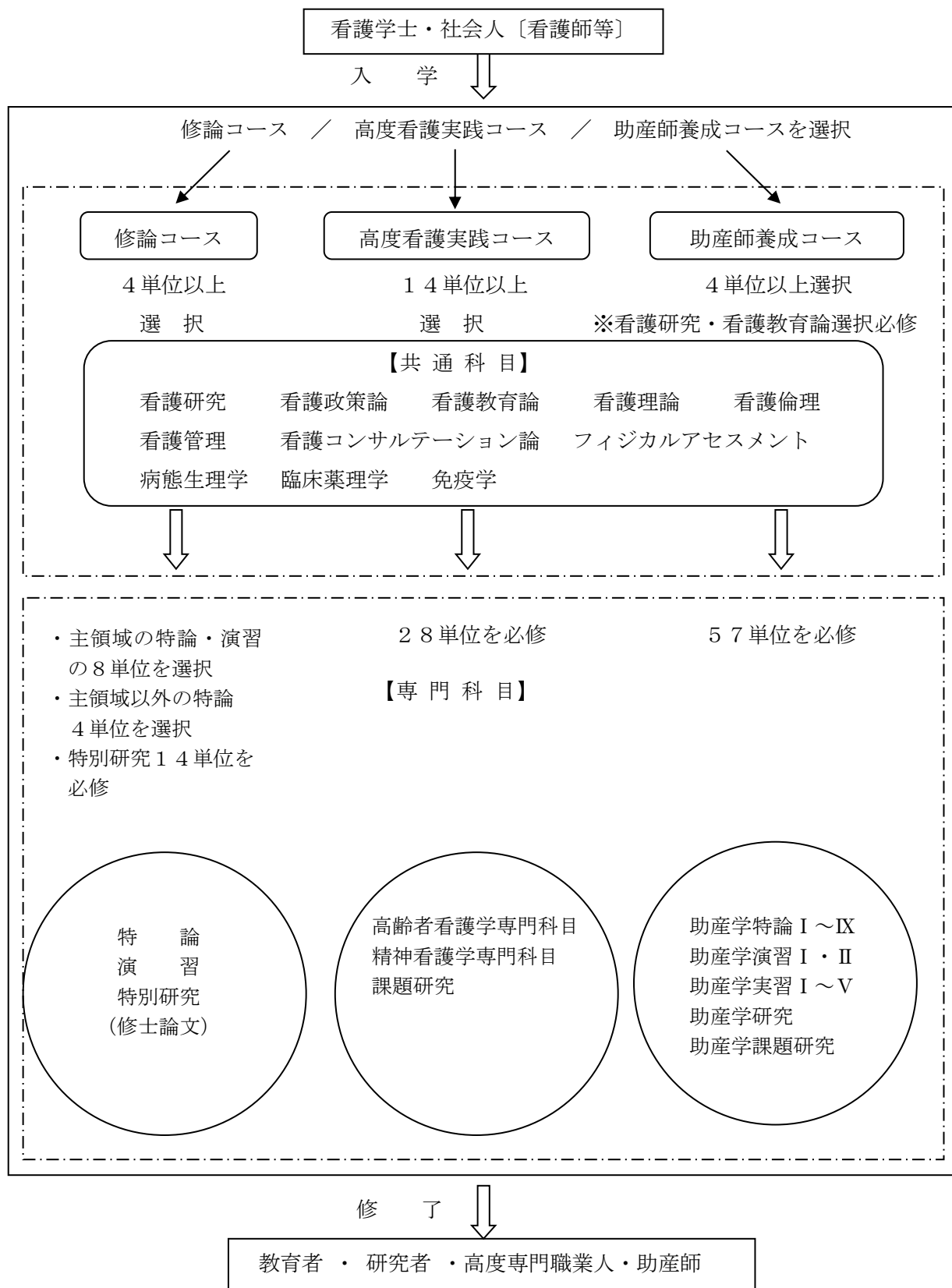
大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）授業科目及び単位数

授業科目の名称		授 業 を行う 年 次	単 位 数			摘 要
			修論 コース	高度看 護実践	助産師 養成	
共通科目			単位	単位	単位	
	看護研究	1	2	2 * 2	2	修論コース
	看護教育論	1	2	2 * 2	2	4 単位以上を選択
	看護理論 * 1	1	2	2 * 2	2	高度看護実践コース
	看護倫理 * 1	1	2	2 * 2	2	* 2 の科目について
	看護政策論	1	2	2 * 2	2	8 単位以上を選択
	看護管理	1	2	2 * 2		* 3 の科目について
	看護コンサルテーション論	1	2	2 * 2		6 単位以上を選択
	フィジカルアセスメント	1	2	2 * 3		助産師養成コース
	病態生理学	1	2	2 * 3		看護研究・看護教育論計 4 単
	臨床薬理学	1	2	2 * 3		位を必修選択とし、4 単位以上
	免疫学	1	2		2	を選択
専 門 科 目	基 盤 看 護 学	基礎看護学特論 * 1	1	4		修論コース
		基礎看護学演習	1・2	4		
		健康科学特論	1	4		
		健康科学演習	1・2	4		
	成 熟 期 看 護 学	成人看護学特論	1	4		(1) 専門分野のうち主 領域の特論及び演習 の 8 単位を選択 (2) (1) で選択した以外 の特論 4 単位以上を 選択 (3) 特別研究 14 単位を 必修 高度看護実践コース (1) 老年看護は成熟期看護学分 野の専門科目から 28 単位を必 修
		成人看護学演習	1・2	4		
		老人看護学特論	1	4		
		老人看護学演習	1・2	4		
		高齢者看護学特論Ⅰ	1		2	
		高齢者看護学特論Ⅱ	1		2	
		高齢者看護学特論Ⅲ	1		2	
		高齢者看護学特論Ⅳ	1		2	
		高齢者看護学特論Ⅴ	2		2	
		高齢者看護学演習Ⅰ	1		2	
		高齢者看護学演習Ⅱ	2		2	
		高齢者看護学実習Ⅰ	1		6	
		高齢者看護学実習Ⅱ	2		4	
		高齢者看護学課題研究	2		4	
	成 育 看 護 学	母性看護学特論	1	4		
		母性看護学演習	1・2	4		
		小児看護学特論	1	4		
		小児看護学演習	1・2	4		

		地域看護学特論	1	4			
		地域看護学演習	1・2	4			
	広域看護学	精神看護学特論	1	4			(2) 精神看護は広域看護学分野の専門科目から 26 単位を必修、同専門科目の*4 の科目のうち 2 単位を選択必修の合計 28 単位を必修
		精神看護学演習	1・2	4			
		精神看護学高度実践特論Ⅰ	1		2		
		精神看護学高度実践特論Ⅱ	1		2		
		精神看護学高度実践特論Ⅲ	1		2		
		精神看護学高度実践特論Ⅳ	1		2		
		リエゾン精神看護論	1		2*4		
		慢性期精神看護論	1		2*4		
		精神看護学高度実践演習Ⅰ	1		2		
		精神看護学高度実践演習Ⅱ	1		2		
		精神看護学高度実践実習Ⅰ	1		1		
		精神看護学高度実践実習Ⅱ	2		2		
		精神看護学高度実践実習Ⅲ	2		4		
		精神看護学高度実践実習Ⅳ	2		2		
		精神看護学高度実践実習Ⅴ	2		1		
		精神看護学課題研究	2		4		
	助産学	助産学特論Ⅰ	1			2	助産師養成コース (1) 57 単位を必修
		助産学特論Ⅱ	1			2	
		助産学特論Ⅲ	1			3	
		助産学特論Ⅳ	2			1	
		助産学特論Ⅴ	1			3	
		助産学特論Ⅵ	1			2	
		助産学特論Ⅶ	1			2	
		助産学特論Ⅷ	1			3	
		助産学特論Ⅸ	2			2	
		助産学演習Ⅰ	1			3	
		助産学演習Ⅱ	1・2			3	
		助産学実習Ⅰ	1			1 1	
		助産学実習Ⅱ	1・2			5	
		助産学実習Ⅲ	2			6	
		助産学実習Ⅳ	2			3	
		助産学実習Ⅴ	2			1	
		助産学研究	1			1	
		助産学課題研究	2			4	
	特 別 研 究		2	1 4			

* 1 基礎看護学特論には、看護理論 2 単位及び看護倫理 2 単位を含む（基礎看護学特論を履修しようとする者は、看護理論、看護倫理を選択できない。

看護学専攻（博士前期課程）の構成



履 修 モ デ ル

〔履修例 1〕

コース : 研究者コース
 領域 : 基礎看護学

履修科目	共通科目	看護研究	2 単位	}	2 科目以上 を選択
		看護教育論	2 単位		
		看護政策論	2 単位		
		看護管理	2 単位		
		看護コンサルテーション論	2 単位		
		フィジカルアセスメント	2 単位		
		病態生理学	2 単位		
	主領域の専門科目	臨床薬理学	2 単位		
		基礎看護学特論	4 単位		
		基礎看護学演習	4 単位		
	その他の領域	成人看護学特論	4 単位		
		特別研究	1 4 単位		

計 30 単位

〔履修例 2〕

コース : 高度看護実践コース
 領域 : 老人看護学

履修科目	共通科目	看護研究	2 単位	}	4 科目以上 を選択
		看護教育論	2 単位		
		看護理論	2 単位		
		看護倫理	2 単位		
		看護政策論	2 単位		
		看護管理	2 単位		
		看護コンサルテーション論	2 単位		
		フィジカルアセスメント	2 単位	}	3 科目以上 を選択
		病態生理学	2 単位		
		臨床薬理学	2 単位		
	専門科目	高齢者看護学特論Ⅰ	2 単位		
		高齢者看護学特論Ⅱ	2 単位		
		高齢者看護学特論Ⅲ	2 単位		
		高齢者看護学特論Ⅳ	2 単位		
		高齢者看護学特論Ⅴ	2 単位		
		高齢者看護学演習Ⅰ	2 単位		
		高齢者看護学演習Ⅱ	2 単位		
		高齢者看護学実習Ⅰ	6 単位		
		高齢者看護学実習Ⅱ	4 単位		
		老人看護学課題研究	4 単位		

計 42 単位以上

〔履修例 3〕

コース : 助産師養成コース
領 域 : 助産学

履修科目	共通科目	*看護研究	2 単位	} 2 科目以上 を選択 *は必修
		*看護教育論	2 単位	
		看護理論	2 単位	
		看護倫理	2 単位	
		看護政策論	2 単位	
専門科目		助産学特論Ⅰ	2 単位	
		助産学特論Ⅱ	2 単位	
		助産学特論Ⅲ	3 単位	
		助産学特論Ⅳ	1 単位	
		助産学特論Ⅴ	3 単位	
		助産学特論Ⅵ	2 単位	
		助産学特論Ⅶ	2 単位	
		助産学特論Ⅷ	3 単位	
		助産学特論Ⅸ	2 単位	
		助産学演習Ⅰ	3 単位	
		助産学演習Ⅱ	3 単位	
		助産学実習Ⅰ	1 1 単位	
		助産学実習Ⅱ	5 単位	
		助産学実習Ⅲ	6 単位	
		助産学実習Ⅳ	3 単位	
		助産学実習Ⅴ	1 単位	
		助産学研究	1 単位	
		助産学課題研究	4 単位	

計 6 1 単位以上

令和4年度大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程 授業時間割 - 1年次生 -

<前 期>

	1 時限 (8:50～10:20)	2 時限 (10:30～12:00)	3 時限 (13:00～14:30)	4 時限 (14:40～16:10)	5 時限 (18:00～19:30)	6 時限 (19:40～21:10)
月			成人看護学特論（隔週）（佐藤・脇坂・影山）		成人看護学特論（隔週）（佐藤・脇坂・影山）	
			老人看護学特論（隔週）（鈴木・金盛）		老人看護学特論（隔週）/高齢者看護学特論Ⅰ（隔週）（鈴木・金盛）	
			小児看護学特論（隔週）（坪見・宮城島）		小児看護学特論（隔週）（坪見・宮城島）	
火	看護政策論（渡井・木戸・山本・鳥本 他）（隔週） 地域看護学特論（渡井・山本・鳥本）（隔週）				看護政策論（渡井・木戸・山本・鳥本 他）（隔週） 地域看護学特論（渡井・山本・鳥本）（隔週）	
					母性看護学特論（隔週）（安田・武田）	
水		看護研究（木戸 他）				
木					看護研究（木戸 他）	
金	免疫学（永田）	健康科学特論（永田・秋田・山下）	看護倫理/基礎看護学特論（片山・村松・佐藤 他）	母性看護学特論（安田・武田）	看護倫理/基礎看護学特論（片山・村松・佐藤 他）	免疫学（永田）
					健康科学特論（永田・秋田・山下）	
土			精神看護学特論（毎月）（木戸）			

<後 期>

	1 時限 (8:50～10:20)	2 時限 (10:30～12:00)	3 時限 (13:00～14:30)	4 時限 (14:40～16:10)	5 時限 (18:00～19:30)	6 時限 (19:40～21:10)
月			老人看護学特論（隔週） （鈴木（み）、金盛）		老人看護学特論（隔週）/高齢者看護学特論Ⅲ（隔週） （鈴木（み）、金盛）	
			成人看護学特論（隔週）（佐藤・脇坂・影山） /看護管理（隔週）（佐藤・片山 他）		成人看護学特論（隔週）（佐藤・脇坂・影山） /看護管理（隔週）（佐藤・片山 他）	
			小児看護学特論（隔週）（坪見・宮城島）		小児看護学特論（隔週）（坪見・宮城島）	
火			地域看護学特論 （渡井・山本・鳥本）		地域看護学特論（隔週）（渡井・山本・鳥本）	
					母性看護学特論（隔週）（安田・武田）	
水			母性看護学特論 （安田・武田）		看護教育論（隔週）（片山・村松 他）	
					フィジカルアセスメント（隔週）（脇坂 他）	
木	看護教育論 （片山・村松 他）	看護理論/基礎看護学特論 （片山・村松・佐藤 他） 健康科学特論 （永田・秋田・山下）	専門科目演習	専門科目演習	健康科学特論 （永田・秋田・山下）	
					臨床薬理学（隔週）（山下 他）	
金					専門科目演習	専門科目演習
土					看護理論/基礎看護学特論 （片山・村松・佐藤 他）	
			精神看護学特論（毎月）（木戸）			

※ 病態生理学及びコンサルテーション論については、受講希望者あて個別に日程を通知する。

※ 高度実践看護コースの精神看護学の専門科目については令和4年度は未開講。(令和5年度以降に開講)

※ 助産師養成コースについての詳細は別冊子を参照。ただし、共通科目は指定曜日の5～6時限、専門科目は月曜から金曜の1～6時限の中での開講となる(実習、演習科目についてはこの限りではない)。

※ 5時限及び6時限は夜間開講授業 ※ 隔週授業は別途日程を調整する

令和4年度大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程授業時間割 - 2年次生 -

<前 期>

	1 時限 (8:50～10:20)	2 時限 (10:30～12:00)	3 時限 (13:00～14:30)	4 時限 (14:40～16:10)	5 時限 (18:00～19:30)	6 時限 (19:40～21:10)
月			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究
火			特 別 研 究		特 別 研 究	
水			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究
木			専門科目演習	専門科目演習	専門科目演習	専門科目演習
金			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究

<後 期>

	1 時限 (8:50～10:20)	2 時限 (10:30～12:00)	3 時限 (13:00～14:30)	4 時限 (14:40～16:10)	5 時限 (18:00～19:30)	6 時限 (19:40～21:10)
月			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究
			課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究
火			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究
			課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究
水			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究
			課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究
木			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究
			課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究
金			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究
			課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究

※ 助産師養成コースについての詳細は別冊子を参照。ただし、共通科目は指定曜日の5～6時限、専門科目は月曜から金曜の1～6時限の中での開講となる（実習、演習科目についてはこの限りではない）。

※ 5時限及び6時限は夜間開講授業

学生生活等

1) 学生生活に関する事項

別冊の「学生生活案内」を参照してください。

なお、主な事項として次のものがあります。

- ① 休学・復学・退学・身上異動に関する事
- ② 授業料の納付に関する事
- ③ 日本学生支援機構奨学金等に関する事
- ④ 学割証等に関する事
- ⑤ 学校教育研究災害傷害保険制度及び学研災付帯学生生活総合保険に関する事
- ⑥ 各種証明書等に関する事
- ⑦ 健康保持に関する事
- ⑧ 図書館の利用に関する事

2) オフィスアワーについて

大学院看護学専攻の教員は、研究、学生生活、その他学生の要望する必要な事項について、学生と個別に相談、調整を行うオフィスアワーを設定し、適宜対応します。なお、メール等でも対応します。

相談の内容は研究、将来の進路、学生生活などどのようなものでもよいが、内容によっては事務担当者や他の教員等の同席が必要な場合もあるので申し出てください。

3) 経済的支援

大学院生が安心して教育・研究を行うことができるよう次の経済的支援があります。募集の通知等に注意し、条件が合う場合は積極的に応募してください。

① 入学料・授業料免除

経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生には、本人の申請に基づき選考の上、25%～100%免除をすることがあります。なお、本件に係る問合せは学務課学生支援係までお願いします。

② 日本学生支援機構等の奨学金

日本学生支援機構による育英奨学事業としての学費の貸与や各地方公共団体・企業等の奨学事業については、学生生活案内を参照してください。なお、本件に係る問合せは学務課学生支援係までお願いします。

③ 株式会社日本政策金融公庫による教育ローン

大学に入学・在学するために必要となる資金（入学料・授業料・生活準備費用等）を、学生1人につき350万円以内で融資する制度。詳細は「株式会社日本政策金融公庫」ホームページを参照してください。（<http://www.jfc.go.jp/>）

④ ティーチング・アシスタント (TA)

年度初めに募集を行い、指導教員より推薦があった大学院生に対して、選考の上、非常勤職員として採用する制度で、TAは教育補助業務を行うことにより給与が支払われます。

なお、採用にあたっては健康診断書の提出が求められるため、学生定期健康診断（4月実施）を必ず受健してください。

4) 研究費

大学院生の研究に関する費用が各講座に配分されているので、指導教員と相談のうえ使用してください。

5) 大学院生の研究室等について

大学院生の研究室（院生室）は看護学科棟に3部屋整備されています。各部屋の鍵はテンキー錠になっています。定期的に暗証番号を連絡しますので、どの部屋でも利用できます。

各部屋とも共同利用となっていますので、整理整頓に心がけ、清潔な学習環境の維持に努めるようにしてください。

また、私物を管理するため看護学科棟1階の更衣ロッカーを貸与します。なお、施錠用の錠は各自で用意してください。

個人情報保護、個人の安全、備品管理に努めてください。

6) 学生証について

大学が貸与する学生証により、本学附属図書館や学割証等の自動発行機が利用できます。

なお、本学附属図書館は、24時間利用が可能であり、大学院学生の自習にも使用できます。

また、修了予定学生は学位記授与式当日までに学生証を学務課大学院係へ返却してください。

7) 学務課等への連絡先

① 学務課学生支援係

電話番号 053-435-2202

ファックス（学務課共通） 053-435-2233

② 学務課大学院係

電話番号 053-435-2204

メールアドレス daigakuin@hama-med.ac.jp

③ 研究協力課（「臨床研究倫理委員会」担当）

電話番号 053-435-2972

ファックス 053-435-2179

学 位 申 請

学位申請手続きの詳細については、修了予定年度の7月下旬に該当者に対して説明会を実施する。

1) 申請時期について

学位申請する者は、指導教員・副指導教員の承認を得て、所定の期日までに下記の書類を提出してください。

① 修論コース

- | | |
|-------------|------------|
| ・修士論文題目 | 修了年次の11月中旬 |
| ・修士論文審査申請書類 | 修了年次の12月下旬 |

② 高度看護実践コース

- | | |
|-------------|------------|
| ・修了課題題目 | 修了年次の11月中旬 |
| ・修了課題審査申請書類 | 修了年次の12月下旬 |

③ 助産師養成コース

- | | |
|-------------|------------|
| ・修了課題題目 | 修了年次の11月中旬 |
| ・修了課題審査申請書類 | 修了年次の12月下旬 |

2) 提出書類について

① 修論コースの修士論文審査申請書類は次のとおりとする。

1. 修士論文審査願
2. 修士論文（主論文） ※共著の場合、筆頭著者に限る
3. 副論文・参考論文 ※掲載論文がある場合
4. 共同研究者の承諾書 ※修士論文が共同研究の場合
5. 自己担当部分の報告書 ※修士論文が共同研究の場合
6. 修士論文発表抄録

② 高度看護実践コースの修了課題審査申請書類は次のとおりとする。

1. 修了課題審査願
2. 課題研究 ※共著の場合、筆頭著者に限る
3. 専門科目の実習ケースレポート
4. 共同研究者の承諾書 ※課題研究が共同研究の場合
5. 自己担当部分の報告書 ※課題研究が共同研究の場合
6. 課題研究発表抄録

③ 助産師養成コースの修了課題審査申請書類は次のとおりとする。

1. 修了課題審査願
2. 課題研究
3. 助産学実習事例の助産過程
4. 課題研究発表抄録

3) 学位審査手順

① 申請資格審査

学位申請資格について、博士前期課程部会で審査する。なお、申請資格は次のとおり。

- ・大学院に2年以上在学又は在学見込みの者（大学院看護学専攻教授会が優れた業績を上げたと認める者については1年以上）
- ・修論コースにおいては、共通科目4単位以上、主領域の特論及び演習の8単位、それ以外の特論4単位以上、特別研究14単位、計30単位以上を修得している者
- ・高度看護実践コースにおいては、共通科目14単位以上、専門科目28単位、計42単位以上を修得している者
- ・助産師養成コースにおいては、共通科目4単位以上、専門科目57単位、計61単位以上を修得している者
- ・必要な研究指導を受けた者

② 修士論文及び修了課題（以下「論文等」という。）の受理、審査委員会の設置

上記申請資格を満たした者について、大学院看護学専攻教授会で論文等の受理を決定し、審査委員会を設置する。

審査委員会は、博士前期課程担当教員のうちから、主査1名及び副査2名の3名で構成する。

③ 審査・試験

審査委員会は、論文等の審査及び試験を公開で行う。

審査は論文等について、試験は論文等を中心とした関連分野について、口頭試問により行う。

④ 公開研究発表会

学位申請者は、審査後に論文等を公開発表し、併せて最終審査とする。

⑤ 論文審査基準

修論コースにおける修士論文の審査基準は以下のとおりとする。

1. 研究の意義、目的は明確か
2. 研究方法は適切か
3. 研究結果は適切か
4. 考察は適切にされているか
5. 結論は適切か
6. 論文は全体として適切か
7. 研究遂行と論文記載において倫理的配慮は適切か
8. 抄録、要旨、キーワードの内容は適切か
9. 発表は適切に行われたか
10. 質問に適切に答えられたか

高度看護実践コースにおける修了課題の審査基準は以下のとおりとする。

1. 課題研究の研究の意義、目的は明確か
2. 課題研究の研究方法は適切か
3. 課題研究の研究結果は適切か
4. 課題研究の考察、結論は適切にされているか
5. 課題研究の研究遂行と論文記載において倫理的配慮は適切か
6. ケースレポートの検討課題は明確か
7. ケースレポートの結果の記述は適切か
8. ケースレポートの考察は適切か
9. 発表は適切に行われたか
10. 質問に適切に答えられたか

助産師養成コースにおける修了課題の審査基準は以下のとおりとする。

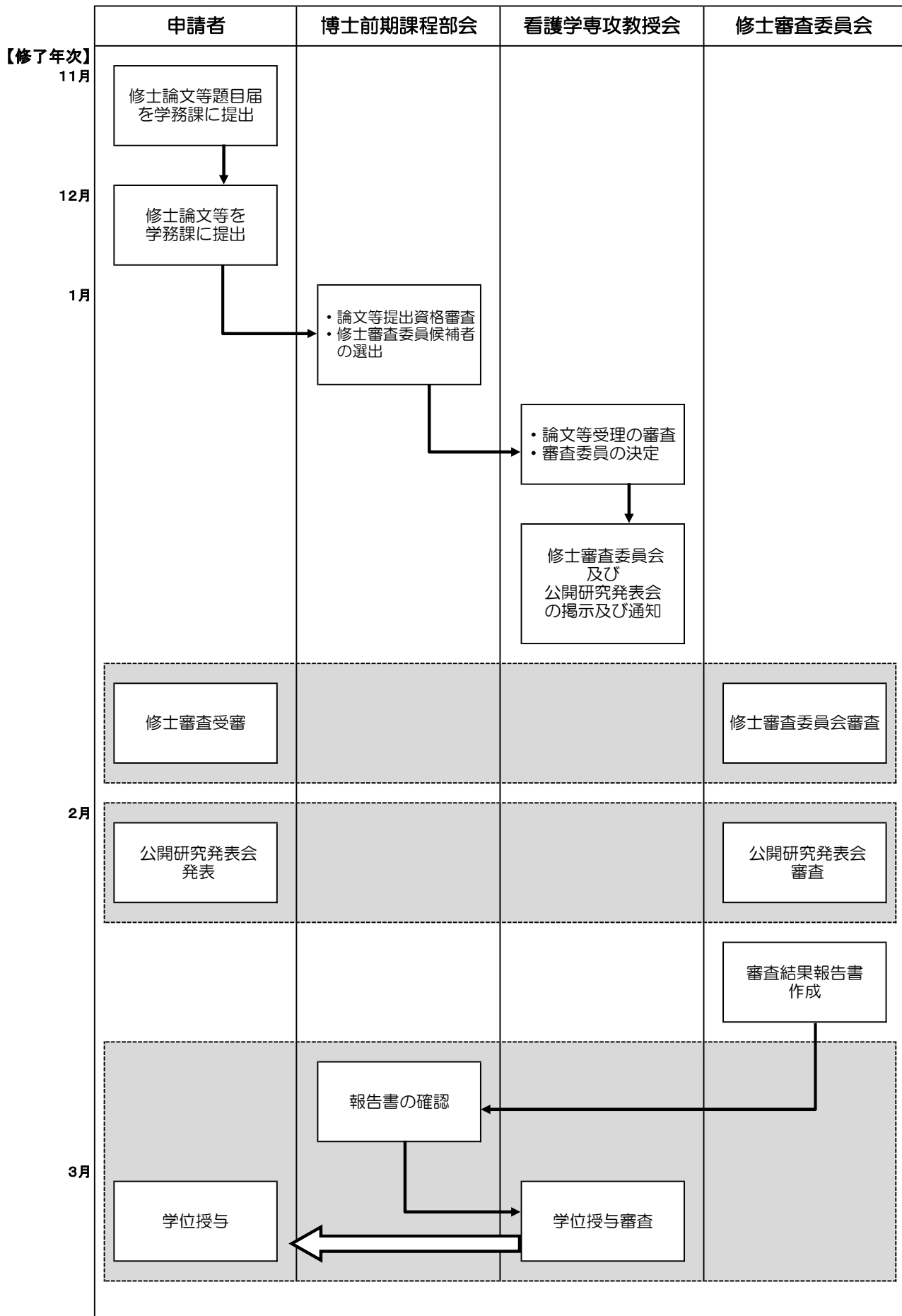
1. 課題研究の研究の意義、目的は明確か
2. 課題研究の研究方法は適切か
3. 課題研究の研究結果は適切か
4. 課題研究の考察、結論は適切にされているか
5. 課題研究の研究遂行と論文記載において倫理的配慮は適切か
6. 事例の妊婦期の助産過程は適切か
7. 事例の分娩期の助産過程は適切か
8. 事例の産褥期の母子の助産過程は適切か
9. 発表は適切に行われたか
10. 質問に適切に答えられたか

⑥ 修了者の決定

各審査委員会主査は、審査及び試験の結果を、審査結果等報告書により学務課大学院係へ提出する。博士前期課程部会及び大学院看護学専攻教授会で学位授与の審査を行い、修了者を決定する。

なお、修了予定者は学事日程に示されている学位記授与式に出席する。

課程修了による学位論文等審査の流れ



博 士 後 期 課 程

看護学専攻（博士後期課程）

目 的

倫理観と国際的視野を備え、異分野と融合して看護学分野での新たな価値を創出する教育・研究によって社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

カリキュラム・ポリシー

本博士後期課程では、倫理観と国際的視野を備え、異分野と融合して看護学分野での新たな価値を創出する教育・研究によって社会に貢献する人材を養成することを目的とする。このため、次のように教育課程を編成する。

1. 高度で実践的な研究を自立して行う能力を養うため、研究を戦略的に実施し効果的に成果発表を行うための方法や、異分野と融合し学際的研究を行うための基本的知識を修得する「看護学研究方法論」を共通必修科目とする。
2. 共通選択科目として、博士課程医学専攻との共通開講科目を履修し自らの専門性に基づきつつ興味関心に応じて関連医学分野の学修を深め、学問的視野を広げる。
3. 各領域の特講および特別演習では、各自の専門領域における探究すべき課題や研究方法についてさらに理解を深め、各自の課題探究に必要な研究方法を身に付ける。
4. 特別研究では、共通科目および領域の特講・特別演習での学修を基盤とし、研究活動を展開して学位論文を作成し公表する。

ディプロマ・ポリシー

本博士後期課程では、看護学分野での新たな価値の創出に貢献する教育・研究を行う高度専門人材を養成します。このため、修了時まで以下を備えた学生に学位を授与します。

1. 最新の看護学の知識・技能の習得および向上開発を図り学修を継続する能力
2. 高い専門性を持ち、リーダーシップを発揮する能力
3. 専門性と倫理観に基づき、看護学の発展に寄与する研究を遂行できる能力
4. 異分野と連携し、新しい学際的課題の探究にチャレンジできる能力
5. 教育・研究活動を通じて地域社会および国際社会の問題を理解し考える能力

専門分野の担当教員

専 門 分 野	担 当 教 員
基盤・成熟期看護学	永田 年教授 山下寛奈准教授 片山はるみ教授 脇坂 浩教授 影山葉子准教授 鈴木みずえ教授 金盛琢也講師
成育・広域看護学	安田孝子教授 武田江里子教授 坪見利香准教授 宮城島恭子講師 渡井いずみ教授 山本真実准教授 木戸芳史教授

履 修 案 内

1) 単位制

単位とは、一定の質の勉学ないし学修の量を示す基準となるもので、各授業科目を履修して合格すれば、その科目の単位数が取得できる。

単位数によりその達成度が測られ、進級及び修了の可否が決定される単位制をとっている。

2) 単位と時間数

- ① 授業は前期、後期の2学期で実施され、原則的に、15週をもって1学期、試験等の期間を除き30週をもって1学年としている。
- ② 講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業時間をもって1単位としている。なお、講義、演習、実験、実習及び実技を併用する場合は浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程別表5により算出した時間数としている。
- ③ 授業時間割の1時限を2時間とみなす。

3) 授業

① 授業時間割

授業時間割表は、受講を希望する科目の担当教員もしくは学務課から配付する。

② 休講・補講・集中講義等

すべての連絡はメールまたは看護学科棟1階の掲示板により行う。

4) 履修指導、研究指導の方法等

看護学専攻の学生に、看護学研究及び実践・教育において基本となる領域並びに看護関連領域の学問に対する理解促進のための諸科学の研鑽を深め、その上で個々の学生の関心の高い領域における高度な知識・技術、専門看護実践能力を身に付けた看護職を育成するための、履修指導、研究指導の方法等は次のとおりとする。

- ② 授業科目の履修指導、博士論文等の研究指導は、原則として指導教員が行う。
- ② 研究指導に当たり、指導教員の他に副指導教員を置くことができる。

- ③ 適切な研究指導のために、指導教員は学位論文の作成等に対する指導の計画を毎年度策定し、学生にあらかじめ明示した上で研究指導を行う。
- ④ 1年間の研究計画については、指導教員（副指導教員）と相談し、毎年度当初に大学院生は研究計画を作成する。
- ⑤ 博士論文の作成のための実験、調査等は、主指導教員等の指導の下、中間審査を受け、研究実施が認められた後に行うものとする。
- ⑥ 大学院担当教員ごとにオフィス・アワーを設け、学生への個別研究指導、交流等の便宜を図っている。
- ⑦ 新しい技術を修得し、新しい分野での研究法を学ばせるために、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。
- ⑧ 優れた研究者養成という観点から、学生の国内外留学を積極的にサポートする。

5) 指導教員、副指導教員について

入学後、定められた時期までに、専門分野の指導教員のうち研究や博士論文の作成等に関し、指導を受けたい教員名を学務課大学院係まで届け出るものとする。

また、指導教員が他の教授、准教授又は講師の研究指導が必要と判断した場合は、その申請に基づき副指導教員を置くことができる。

6) 14条特例に基づく履修申請

在職しながらの修学を希望する学生に対し、大学院設置基準第14条では「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」旨規定されており、社会人の修学に特別措置を行うことができるよう配慮されている。

看護学専攻博士後期課程の授業は、一部の選択科目を除いて、原則として夜間に開講するが、教育方法の特例による履修については学生の希望に基づき授業担当教員が相談に応じる。昼間や休日等の特定の時間において授業を行う等の便宜を図る他、オンラインのビデオ講義等、対面授業以外の方法であっても同等の教育的効果が得られると判断されれば、学生の利便性を考慮し積極的に取り入れる。

7) 修業年限及び長期履修制度

- ① 標準年限は3年とする。また、在学期間は6年を超えることはできない。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。
 - ② 学則第34条では「職業を有している等の理由により、標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合は、その計画的履修を認めることができる」旨規定されており、昼夜開講制と同じく、社会人の修学に特別措置を行うことができるよう配慮されている。長期履修を希望する場合は、長期履修学生規程に基づき指導教員と相談の上、入学年度の4月15日までに申請することにより、4年間から6年間の間で計画的に履修することが可能になる。他の時期に申請はできないので注意すること。
- ※長期履修期間の短縮を希望する場合は、希望する修了予定年度の前年度末日までに期間変更の申請をすることが必要である。なお、修了予定年度中の申請はできないので注意すること。

8) 科目等履修制度について

本学所定の授業科目中1科目又は数科目を選んで履修を希望する場合は、本学学則の定めるところ

ろにより、科目等履修生として入学することができる。

9) 履修届

入学時に履修手続きのガイダンスを行うので、それに従って履修届用紙にて申請を行う。この履修申請を怠ると、十分に学修したという実績があっても単位を取得できない。

なお、授業科目の教育要項は学務情報システムにより参照すること。

10) 履修方法等

授業科目の履修については、指導教員の指導のもと、次のとおり履修するものとする。

授業科目の履修方法は、「看護学研究方法論（1単位）」、共通科目の選択科目を2単位以上、専門科目より特講及び特別演習を各2単位、及び特別研究6単位の計13単位以上を履修しなければならない。

11) 試験

履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。試験は、授業担当教員の判断で、レポート、口頭試問等の方法により評価する場合もある。

12) 成績評価

授業科目の成績評価は、秀、優、良、可、不可の標語をもって表し、不可を不合格とする。

なお、評価の基準は下記のとおりである。（100点満点評価）

秀・・・90点以上

優・・・80点以上90点未満

良・・・70点以上80点未満

可・・・60点以上70点未満

不可・・・60点未満

13) 成績の発表

成績は学年度末に学生に学務情報システムにより通知する。

なお、成績評価について質問・申立てがある場合は「大学院生における成績評価の質問・申立て等に関する申合せ」に基づき手続きを行うこと。

14) 修了

本学学則及び履修規程の定めるところにより、原則として3年以上在学し、13単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士後期課程の目的に応じ、博士論文についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。

15) 学位の授与

本学学位規程に基づき、博士（看護学）の学位を授与する。

入学から修了までの流れ

1. 3年履修（このスケジュールはあくまで例示）

【1年次】

4月

入学式・ガイダンス

履修計画・研究計画の提出 /
前期開始（共通科目、専門科目、特別研究の履修）

10月～

後期開始

1月

中間審査委員会

3月

倫理審査委員会

【2年次】

4月

研究計画の提出 / 前期開始（特別研究の履修）

10月

後期開始（特別研究の履修）

【3年次】

4月

研究計画の提出 / 前期開始（特別研究の履修）

10月

後期開始（特別研究の履修）

1月

学位授与の申請（学位論文等）

1月～2月

学位審査委員会

3月

学位記授与式

2. 6年履修（このスケジュールはあくまでも例示）

【1年次】

4月

入学式・ガイダンス

履修計画・研究計画の提出 /
前期開始（共通科目の履修）

10月

後期開始（共通科目の履修）

【2年次】

4月

研究計画の提出 /
前期開始（共通科目及び専門科目の履修）

10月

後期開始（共通科目及び専門科目の履修）

【3年次】

4月

研究計画の提出 / 前期開始（特別研究の履修）

10月

後期開始（特別研究の履修）

1月

中間審査委員会

3月

倫理審査委員会

【4年次】

【5年次】

4月

研究計画の提出 / 前期開始（特別研究の履修）

10月

後期開始（特別研究の履修）

【6年次】

4月

研究計画の提出 / 前期開始（特別研究の履修）

10月

後期開始（特別研究の履修）

1月

学位授与の申請（学位論文等）

1月～2月

学位審査委員会

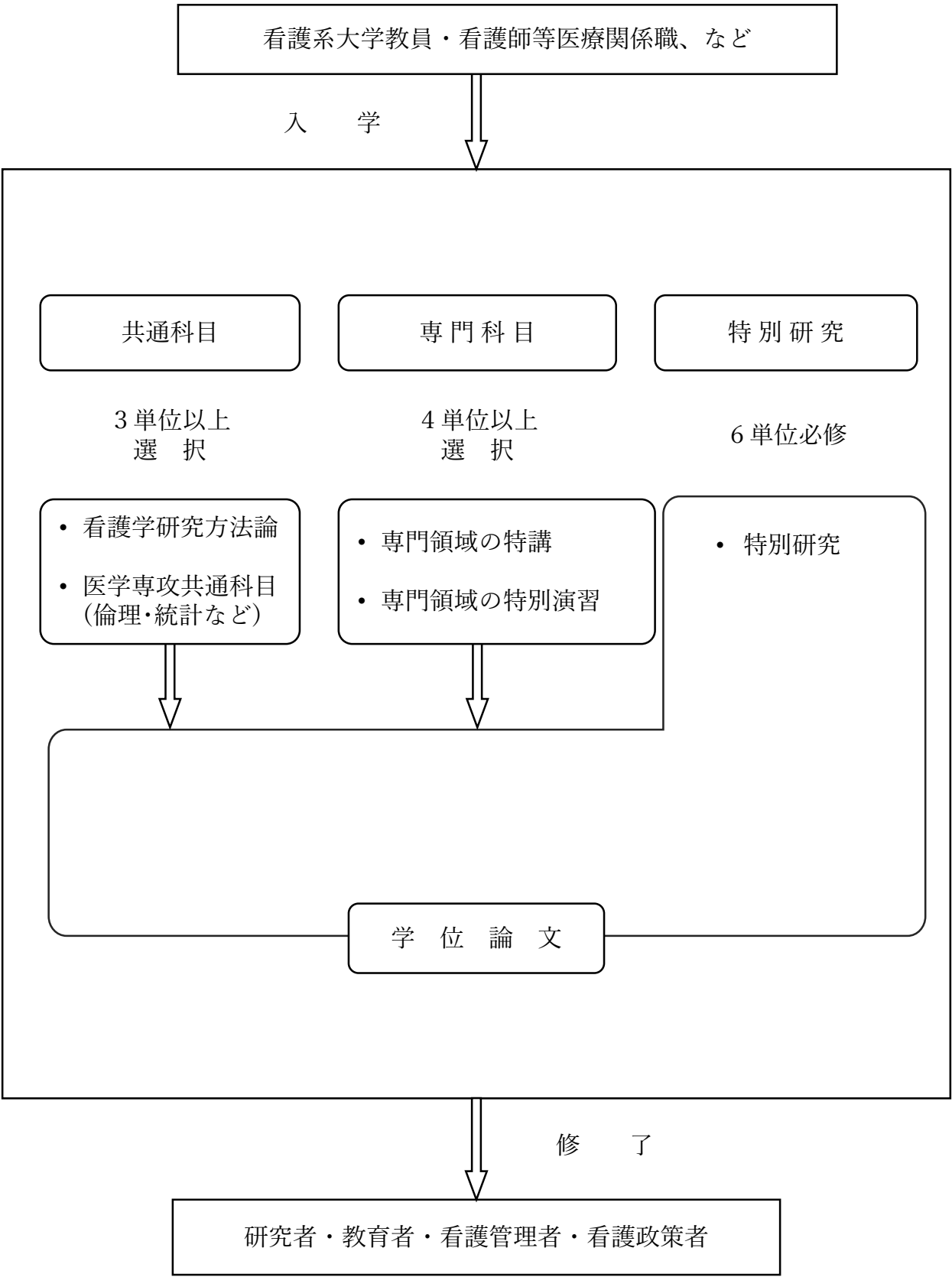
3月

学位記授与式

授業科目および単位数

科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数			適用
				必修	選択	自由	
共通科目		看護学研究方法論	1	単位 1	単位	単位	履修方法 (1) 看護学研究方法論を履修する。 (2) 共通科目の選択科目を2単位以上履修する。 (3) 専門科目の特講及び特別演習を各2単位履修する。 (4) 特別研究を履修する。
		医療倫理学	1		2		
		行動神経科学	1		2		
		医学統計学	1		2		
		疫学方法論	1・2		2		
専門科目	基盤・成熟期看護学	基礎看護学特講	1		2		修了要件 原則として3年以上在学し、13単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士後期課程の目的に応じ、博士論文についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。
		基礎看護学特別演習	1		2		
		健康科学特講	1		2		
		健康科学特別演習	1		2		
		成人看護学特講	1		2		
		成人看護学特別演習	1		2		
		高齢者看護学特講	1		2		
		高齢者看護学特別演習	1		2		
	成育・広域看護学	リプロダクティブヘルス看護学特講	1		2		
		リプロダクティブヘルス看護学特別演習	1		2		
		小児看護学特講	1		2		
		小児看護学特別演習	1		2		
		地域看護学特講	1		2		
		地域看護学特別演習	1		2		
		精神看護学特講	1		2		
		精神看護学特別演習	1		2		
		特別研究	1-3	6			

看護学専攻（博士後期課程）の構成



履 修 モ デ ル

〔履修例 1〕（3 年履修）

研究領域 ： 成人看護学

履修科目 ：	共通科目	看護学研究方法論	1 単位（1 年次に履修）
		医学統計学	2 単位（1 年次に履修）
	主領域の専門科目	成人看護学特講	2 単位（1 年次に履修）
		成人看護学特別演習	2 単位（1 年次に履修）
		特別研究	6 単位（1 ～ 3 年次に履修）

計 1 3 単位

〔履修例 2〕（6 年履修）

研究領域 ： 成人看護学

履修科目 ：	共通科目	看護学研究方法論	1 単位（1 年次に履修）
		行動神経科学	2 単位（2 年次に履修）
	主領域の専門科目	成人看護学特講	2 単位（2 年次に履修）
		成人看護学特別演習	2 単位（2 年次に履修）
		特別研究	6 単位（3 ～ 6 年次に履修）

計 1 3 単位

学生生活等

1) 学生生活に関する事項

別冊の「学生生活案内」を参照してください。

なお、主な事項として次のものがあります。

- ① 休学・復学・退学・身上異動に関すること
- ② 授業料の納付に関すること
- ③ 日本学生支援機構奨学金等に関すること
- ④ 学割証等に関すること
- ⑤ 学校教育研究災害傷害保険制度及び学研災付帯学生生活総合保険に関すること
- ⑥ 各種証明書等に関すること
- ⑦ 健康保持に関すること
- ⑧ 図書館の利用に関すること

2) オフィスアワーについて

大学院看護学専攻の教員は、研究、学生生活、その他学生の要望する必要な事項について、学生と個別に相談、調整を行うオフィスアワーを設定し、適宜対応します。なお、メール等でも対応します。

相談の内容は研究、将来の進路、学生生活などどのようなものでもよいが、内容によっては事務担当者や他の教員等の同席が必要な場合もあるので申し出てください。

3) 経済的支援

大学院生が安心して教育・研究を行うことができるよう次の経済的支援があります。募集の通知等に注意し、条件が合う場合は積極的に応募してください。

① 入学料・授業料免除

経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生には、本人の申請に基づき選考の上、25%～100%免除をすることがあります。なお、本件に係る問合せは学務課学生支援係までお願いします。

② 日本学生支援機構等の奨学金

日本学生支援機構による育英奨学事業としての学費の貸与や各地方公共団体・企業等の奨学事業については、学生生活案内を参照してください。なお、本件に係る問合せは学務課学生支援係までお願いします。

③ 株式会社日本政策金融公庫による教育ローン

大学に入学・在学するために必要となる資金（入学料・授業料・生活準備費用等）を、学生1人につき350万円以内で融資する制度。詳細は「株式会社日本政策金融公庫」ホームページを参照してください。 (<http://www.jfc.go.jp/>)

④ ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)

年度初めに募集を行い、指導教員より推薦があった大学院生に対して、選考の上、非常勤職員として採用する制度で、TAは教育補助業務、RAは研究補助業務を行うことにより給与が支払われます。

なお、採用にあたっては健康診断書の提出が求められるため、学生定期健康診断（4月実施）を必ず受健してください。

4) 研究費

大学院生の研究に関する費用が各講座に配分されているので、指導教員と相談のうえ使用してください。

5) 大学院生の研究室等について

大学院生の研究室（院生室）は看護学科棟に3部屋整備されています。各部屋の鍵はテンキー錠になっています。定期的に暗証番号を連絡しますので、どの部屋でも利用できます。

各部屋とも共同利用となっていますので、整理整頓に心がけ、清潔な学習環境の維持に努めるようにしてください。

また、私物を管理するため看護学科棟1階の更衣ロッカーを貸与します。なお、施錠用の錠は各自で用意してください。

個人情報保護、個人の安全、備品管理に努めてください。

6) 学生証について

大学が貸与する学生証により、本学附属図書館や学割証等の自動発行機が利用できます。

なお、本学附属図書館は、24時間利用が可能であり、大学院学生の自習にも使用できます。

また、修了予定学生は学位記授与式当日までに学生証を学務課大学院係へ返却してください。

7) 学務課等への連絡先

① 学務課学生支援係

電話番号 053-435-2202

ファックス（学務課共通） 053-435-2233

② 学務課大学院係

電話番号 053-435-2204

メールアドレス daigakuin@hama-med.ac.jp

③ 研究協力課（「臨床研究倫理委員会」担当）

電話番号 053-435-2972

ファックス 053-435-2179

学 位 申 請

1) 学位論文提出者の要件（必要単位数等）

標準修業年限の3年以上在籍し、修了要件の13単位以上の単位を修得した者、又は3月31日までに期間・単位ともに満たす予定の者が提出できる。

2) 学位論文の要件

1. 以下の要件を満たす査読有の学術誌に原則として原著論文として受理されていること（掲載可とされた論文を含む）。学位論文提出者が筆頭著者であること。
 - ・英文誌の場合、インパクトファクターが付いている雑誌
 - ・和文誌の場合、日本学術会議協力学術研究団体である学会の学会誌
2. 英語論文を必須とはしないが、英語論文であることが望ましい。
3. 副論文は必須としない。

3) 学位論文の提出及び学位授与の時期

課程修了により博士論文を提出する者の提出時期は12月下旬とし、学位の授与は3月とする。必ず主指導教員の了承を得て、学長に提出する。

4) 博士の学位授与に係る審査は、次に掲げる手順により行う。

1. 中間審査
 - ・中間審査申請・看護学専攻教授会での中間審査委員会設置の承認
 - ・中間審査
 - ・教授会の議決
2. 学位審査
 - ・学位授与申請・看護学専攻教授会での学位審査委員会設置の承認
 - ・学位論文審査及び最終試験
 - ・教授会の議決

5) 中間審査

(1) 中間審査時に提出する書類

1. 中間審査申請書
2. 研究計画書
3. 必要に応じ参考資料

(2) 中間審査委員会

1. 学長は、中間審査申請を受理したときは、看護学専攻教授会に審査を付託する。
2. 看護学専攻教授会は、申請者ごとに中間審査委員会を設置する。

3. 中間審査委員会は、研究指導資格を持つ教授2人以上を含む教授又は准教授3人以上で構成する。看護学専攻教授会が必要と認めた場合は、構成大学の他専攻、他の大学院又は研究機関の教員等を審査委員に加えることができる。
4. 中間審査委員会に主査を置き、主査及び副査は看護学専攻教授会で決定する。主査は教授とする。主指導教員は主査になることができない。
5. 中間審査委員会は、必要と認める場合は、他の大学院の教員又は研究機関の研究者等の意見を聴取して、審査をすることができる。
6. 中間審査委員会は、研究計画書の審査を行い、研究実施の可否に関する意見を添えて、看護学専攻教授会に文書で報告する。

(3) 中間審査の手順

1. 中間審査委員会は、中間審査にあたり、研究計画発表会を行うものとする。
2. 中間審査委員会は、発表された研究計画についての審査を行う。
3. 中間審査委員会は、「中間審査結果の要旨」に、研究実施の可否に関する意見を添えて、看護学専攻教授会に文書で報告する。
4. 看護学専攻教授会は、中間審査委員会の報告に基づき、研究実施の可否を決議する。

(4) 中間審査基準

中間審査において、客観性および厳格性を確保するため、中間審査基準は次のとおりとする。

1. 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること。
2. 研究方法が目的の達成にとって的確であり、実施可能なものであること。
3. 研究の実施によって得られる成果が、新規性、独創性若しくは有用性を含み、博士学位を授与するにふさわしい学術的意義又は社会的意義を持つと見込まれるものであること。

6) 学位審査

(1) 学位論文の審査時に提出する書類

課程修了により博士論文を提出できる者が審査時に提出する書類等は次のとおりである。

1. 学位論文本審査申請書
2. 学位論文（英文又は和文）
3. 学位論文要旨（英文800語程度又は和文2000字程度）
4. 既発表の論文目録

(2) 学位審査委員会

1. 学長は、学位論文を受理したときは、看護学専攻教授会に審査を付託する。
2. 看護学専攻教授会は、論文申請者ごとに学位審査委員会を設置する。
3. 学位審査委員会は、研究指導資格を持つ教授2人以上を含む教授又は准教授3人以

上で構成する。看護学専攻教授会が必要と認めた場合は、構成大学の他専攻、他の大学院又は研究機関の教員等を審査委員に加えることができる。

4. 学位審査委員会に主査を置き、主査及び副査は看護学専攻教授会で決定する。主査は教授とする。主指導教員は主査になることができない。
5. 学位審査委員会は、必要と認める場合は、他の大学院の教員又は研究機関の研究者等の意見を聴取して、審査をすることができる。
6. 学位審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行い、学位授与の可否に関する意見を添えて、看護学専攻教授会に文書で報告する。

(4) 学位審査の手順

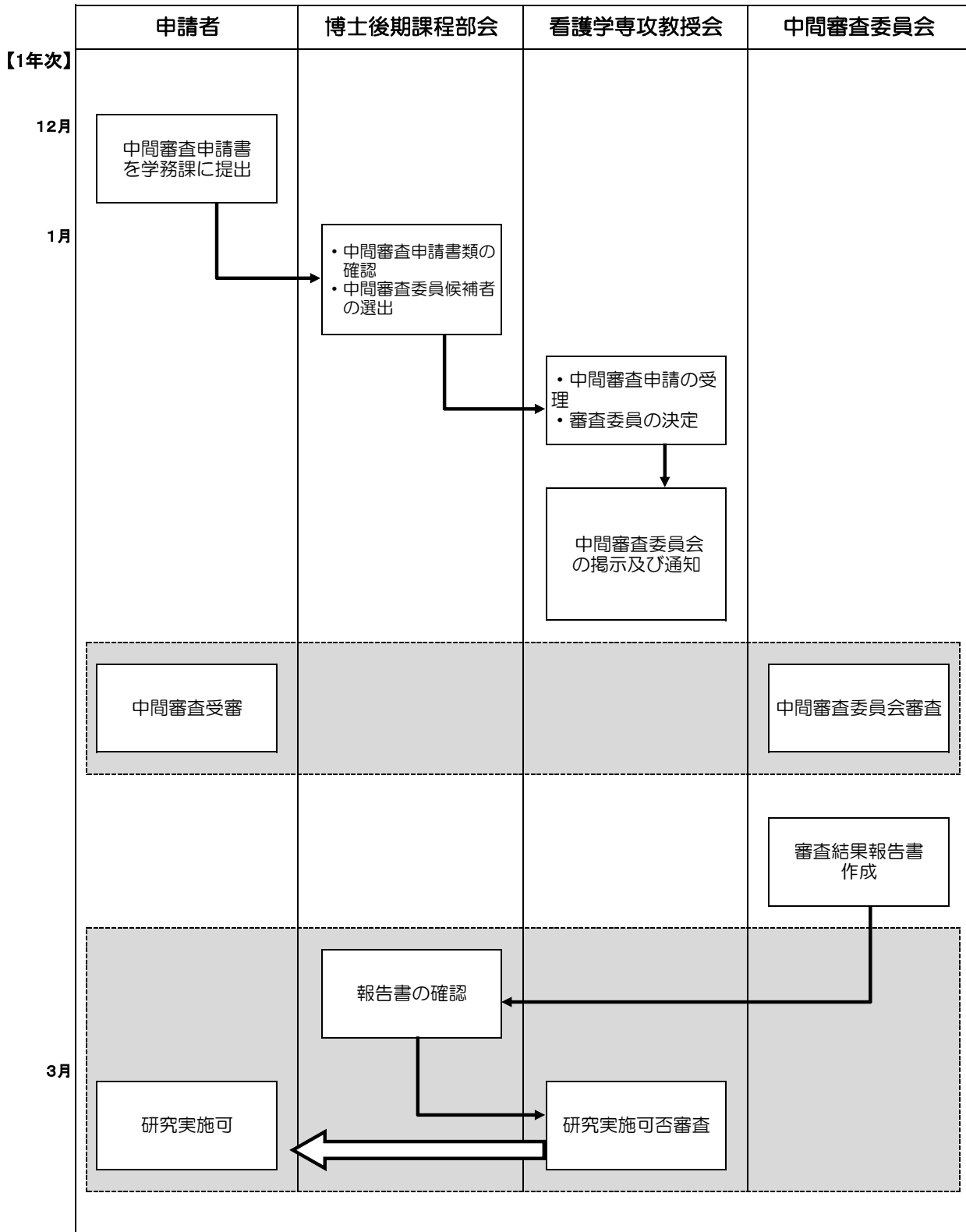
1. 学位審査委員会は、学位審査にあたり、公開の論文発表会を行うものとする。
2. 最終試験は、学位論文を中心として、関連分野についての口述試験又は筆記試験によって行う。
3. 学位審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験終了後、「学位論文内容の要旨」「審査結果の要旨及び最終試験結果の要旨」に、学位授与の可否に関する意見を添えて、看護学専攻教授会に文書で報告する。
4. 看護学専攻教授会は、学位審査委員会の報告に基づき、学位授与の可否を決議する。
5. 学長は、学位授与決定者に学位記を交付する。
6. 学位授与者は学位簿に登録され、文部科学大臣に報告される。
7. 学位論文内容の要旨及び審査結果の要旨は、学位を授与した日から1年以内に公表するものとする。
8. 博士の学位を授与された者は、原則授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に印刷公表したときは、この限りでない。

(5) 学位論文審査基準

学位論文審査において客観性及び厳格性を確保するため、学位論文の審査基準は次のとおりとする。

1. 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること。
2. 研究方法が目的の達成にとって的確であること。
3. 先行研究の評価や事実調査が的確であり、研究の学術的あるいは社会的位置付けが明示されていること。
4. 得られた結果に基づく結論が論理的に導かれていること。
5. 論文の内容に新規性、独創性若しくは有用性を含み、学術的意義、又は社会的意義が見出されること。

中間審査の流れ



※実施時期はあくまで例示である。申請者の研究の進捗状況に応じて適宜申請を行う。

課程修了による学位論文等審査の流れ

